



2020年5月29日

各位

会社名 住友林業株式会社
代表者名 代表取締役社長 光吉 敏郎
(コード番号 1911 東証第一部)
問合せ先 コーポレート・コミュニケーション部長 堀井 俊宏
(TEL:03-3214-2270)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2020年5月29日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2020年6月23日開催予定の第80期定時株主総会に附議することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとしておりますが、経営情報の適時・的確な開示による更なる経営の透明性の向上を図るため、グループ内で決算期を統一し、事業年度を毎年1月1日から12月31日までに変更いたしたく、定款第14条(招集の時期)、第15条(定時株主総会の基準日)、第39条(事業年度)及び第41条(中間配当)に所要の変更を行うものであります。また、事業年度の変更に伴い、第81期事業年度は、2020年4月1日から2020年12月31日までの9ヶ月間となるため、経過措置として附則を設けるものであります。
- (2) 経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するとともに、株主の皆様からの信任の機会を増やすため、取締役の任期を2年から1年に短縮いたしたく、定款第22条(任期)に所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第14条(招集の時期) 当社の定時株主総会は毎年 <u>6</u> 月にこれを招集する。 前項のほか必要がある場合は臨時株主総会を招集する。	第14条(招集の時期) 当社の定時株主総会は毎年 <u>3</u> 月にこれを招集する。 前項のほか必要がある場合は臨時株主総会を招集する。

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 15 条(定時株主総会の基準日) 当社の定時株主総会の議決権の基準日は毎年 <u>3</u> 月 31 日とする。</p> <p>第 16 条～第 21 条[省 略]</p> <p>第 22 条(任期) 取締役の任期は選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>補欠又は増員により選任された取締役の任期は他の現任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第 23 条～第 38 条[省 略]</p> <p>第 39 条(事業年度) 当社の事業年度は毎年 <u>4</u> 月 1 日より翌年 <u>3</u> 月 31 日までとする。</p> <p>第 40 条[省 略]</p> <p>第 41 条(中間配当) 当社は取締役会の決議により、毎年 <u>9</u> 月 30 日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>第 42 条[省 略]</p> <p>[新 設]</p>	<p>第 15 条(定時株主総会の基準日) 当社の定時株主総会の議決権の基準日は毎年 <u>12</u> 月 31 日とする。</p> <p>第 16 条～第 21 条[現行どおり]</p> <p>第 22 条(任期) 取締役の任期は選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 [削除]</p> <p>第 23 条～第 38 条[現行どおり]</p> <p>第 39 条(事業年度) 当社の事業年度は毎年 <u>1</u> 月 1 日より <u>12</u> 月 31 日までとする。</p> <p>第 40 条[現行どおり]</p> <p>第 41 条(中間配当) 当社は取締役会の決議により、毎年 <u>6</u> 月 30 日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>第 42 条[現行どおり]</p> <p><u>附 則</u> <u>第 1 条</u> 第 39 条の規定にかかわらず、第 81 期</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p data-bbox="922 324 1362 454"><u>事業年度は、2020年4月1日から2020年12月31日までの9ヶ月とする。</u></p> <p data-bbox="868 517 954 548"><u>第2条</u></p> <p data-bbox="922 566 1385 696"><u>第41条の規定にかかわらず、第81期事業年度の中間配当の基準日は、2020年9月30日とする。</u></p> <p data-bbox="868 759 954 790"><u>第3条</u></p> <p data-bbox="922 808 1378 884"><u>前二条及び本条は、第81期事業年度の終了をもって、これを削除する。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2020年6月23日(火曜日)

定款変更の効力発生日 2020年6月23日(火曜日)

以上